

岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

昭和57年 5月13日制定
昭和57年 8月26日改正
昭和59年11月 8日改正
昭和60年10月 1日改正
昭和61年10月 1日改正
昭和62年11月10日改正
昭和63年 8月30日改正
平成元年12月 5日改正
平成3年 1月30日改正
平成3年10月15日改正
平成4年10月 4日改正
平成5年 8月27日改正
平成6年11月 1日改正
平成7年10月31日改正
平成8年 9月18日改正
平成9年 9月12日改正
平成10年10月 5日改正
平成11年10月 1日改正
平成12年12月 7日改正
平成13年11月16日改正
平成14年12月27日改正
平成15年12月25日改正
平成16年11月16日改正
平成17年11月17日改正
平成18年 3月28日改正
平成18年11月21日改正
平成19年 3月30日改正
平成19年12月28日改正
平成20年10月 1日改正
平成22年 6月 7日改正
平成23年 5月12日改正
平成24年 5月16日改正
平成27年 3月 6日改正
令和3年 4月 1日改正
令和6年 6月 4日改正
令和8年 2月12日改正

(総則)

第1条 県は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護師又は准看護師の養成所（以下「看護師等養成所」という。）の教育内容の充実を図るとともに、看護師及び准看護師の確保並びにその資質の向上を図るために、看護師等養成所の設置者（以下「補助事業者」という。）がその運営に要する経費に対し、予算の範囲内で岐

岐阜県看護師等養成所運営費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助事業者は、次に掲げる者とする。

- 一 一般社団法人（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校として認可を受けている看護師等養成所を設置する法人に限る。）
- 二 学校法人
- 三 岐阜県厚生農業協同組合連合会

（欠格事由）

第3条 前2条の規定にかかわらず、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助の対象とすることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する秒力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 三 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- 四 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は適宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- 六 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等を社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 七 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

（補助事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助事業者は、別記第1号様式による申請書に同様式に定める関係書類を添えて知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - 二 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助目的及び事業効果に影響を与えない事業計画の細部の変更その他軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - 三 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - 四 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
 - 五 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 六 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。
 - 七 知事は、前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者から納付させることができること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第6号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。
- 一 補助対象経費の配分変更承認申請書 別記第2号様式
 - 二 補助事業の内容変更承認申請書 別記第3号様式
 - 三 補助事業中止（廃止）承認申請書 別記第4号様式
 - 四 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 別記第5号様式

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、別記第6号様式による報告書に同様式において定める関係書類を添えて、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、補助事業に係る実績を知事に報告するものとする。

第8条の2 知事は事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときには、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りではない。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求

書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第11条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とする。
- 2 規則第21条第2号の知事が定める財産は、単価30万円（岐阜県厚生農業協同組合連合会にあっては、50万円）以上の機械及び器具とする。
- 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 昭和60年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 昭和61年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 昭和62年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 昭和63年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成元年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成2年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成3年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成4年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成5年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成6年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成7年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成8年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成9年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成10年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成11年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護婦等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成15年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成17年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成16年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成20年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
看護師等養成所運営事業	<p>看護師等養成所の運営に必要な経費として次に掲げるもの</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託を行う場合にあっては、委託料 ((1)から(4)までに該当するものに限る。)</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料((1)に該当するものに限る。)</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料((1)及び(2)に該当するものに限る。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料((1)に該当するものに限る。)</p> <p>5 新任看護教員研修事業</p>	<p>次に掲げる額のうち、最も小さい額に附表1の県内就職率の欄に掲げる区分に応じ、同表の調整率の欄に掲げる調整率を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、岐阜県厚生農業協同組合連合会にあっては、当該調整率を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。</p> <p>また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1 基準額A及び基準額Bの合計額 2 補助対象経費の欄に掲げる各経費の実支出額の合計 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>(基準額A) 次の各号に掲げる課程の種類に応じ、当該各号に定める額の合計額に、附表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>(1) 看護師養成所(3年課程) ア 養成所1か所当たり 17,751,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,061,000円 ウ 事務職員分として1か所(1学年定員80人以上の養成所であって、事務職員が2人以上の場合に限る。以下同じ。)当たり 536,000円</p>

	<p>実施経費</p> <p>(1) 部外講師謝金</p> <p>(2) 部外講師旅費</p> <p>(3) 需用費（消耗品費、印刷製本費及び会議費）</p> <p>(4) 役務費（通信運搬費及び雑役務費）</p> <p>(5) 備品購入費</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費</p> <p>(1) 部外講師謝金</p> <p>(2) 部外講師旅費</p> <p>(3) 代替教員雇上経費</p>	<p>エ 生徒数に1人当たり 16,000円を乗じて得た額</p> <p>(2) 看護師養成所（2年課程） (全日制)</p> <p>ア 養成所1か所当たり 15,265,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,061,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり 18,000円を乗じて得た額 (定時制)</p> <p>ア 養成所1か所当たり 11,449,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,546,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり 18,000円を乗じて得た額 (通信制)</p> <p>ア 養成所1か所当たり 17,950,000円</p> <p>イ 総定員が500人を超える養成所において、専任教員分として定員100人増すごとに 2,061,000円</p> <p>ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員10</p>
--	---	---

		<p>0人増すごとに 1,835,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり 4,000円を乗じて得た額</p> <p>(3) 準看護師養成所 ア 養成所1か所当たり 8,866,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 2,061,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 13,000円を乗じて得た額</p> <p>(基準額B) 次に掲げる額の合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>
--	--	---

- 注 1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。
- 2 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいざれか少ない方とする。
- 3 事務職員は、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に専任としての位置付けがなされている場合に限る。
- 4 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号並びに第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。

5 新任看護教員研修事業とは、次のとおりとする。

(ア) 受講対象者は、新任教員（他の看護師等養成所の新任教員を含む。）とする。

(イ) 研修は、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力等）に関するものとし、次の表に掲げる研修内容の例を参考に実施すること。

研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討等授業設計や方法及び評価に関すること	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関すること	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関すること	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修等による看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関すること	講義、演習及び臨地実習

6 看護教員養成講習会参加促進事業とは、「看護教員に関する講習会の実施要領について」（平成22年4月5日付け医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知）に基づき専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会を実施する事業とする。

7 補助金の算定における総事業費及び寄附金その他の収入額の算定については、別に通知する。

附表1

県内就職率	調整率
90%以上	1. 1
90%未満	1. 0

(注) 県内就職率は、補助金の交付申請を行った日の属する年度の前年度における、看護師等養成所の卒業後県内の医療機関に就職した者の数を、当該看護師等養成所の卒業後就職した者の数で除して得た割合とする。ただし、就職した者の数の計上に当たっては、看護師養成所にあっては看護師に、准看護師養成所にあっては准看護師に限る。

附表2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0. 92
定員161人以上180人以下	0. 94
定員121人以上160人以下	1. 00
定員81人以上120人以下	1. 02
定員80人以下	1. 04

(注) 定員数は、生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

年度岐阜県看護師等養成所運営費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 円

2 看護師等養成所運営事業所要額調書（別紙1の(1)）

3 総事業費等収入支出予定額（別紙1の(2)）

教員経費（給与費）内訳（別紙1の(2)の1）

備品購入費内訳（別紙1の(2)の2-3）

講師謝金内訳表（別紙1の(2)の4）

事務職員経費（給与費）内訳（別紙1の(2)の6）

事業用教材費内訳（別紙1の(2)の8）

実習施設謝金内訳（別紙1の(2)の11）

4 看護師等養成所運営事業計画書（別紙1の(3)・(4)）

5 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

6 役職名と氏名の記入された養成所の組織図

7 その他参考となる書類

第2号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

補助対象経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県看護師等養成所運営費補助金に係る補助対象経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第3号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県看

護師等養成所運営費補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、
承認を受けたく申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県

看護師等養成所運営費補助金に係る補助事業を中止（廃止）したいので、承認を受け
たく申請します。

記

中止（廃止）の理由

第5号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜県看護師等養成所運営費補助金について、岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付要綱第6条第1項第6号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（県補助金返還相当額）

金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第6号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

年度岐阜県看護師等養成所運営費補助金の実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る
事業報告について、次の書類を添えて報告します。

- 1 看護師等養成所運営事業精算額調書（別紙2の(1)）
- 2 総事業費等収入実支出額（別紙2の(2)）
教員経費（給与費）内訳（別紙2の(2)の1）
備品購入費内訳（別紙2の(2)の2-3）
講師謝金内訳表（別紙2の(2)の4）
事務職員経費（給与費）内訳（別紙2の(2)の6）
事業用教材費内訳（別紙2の(2)の8）
実習施設謝金内訳（別紙2の(2)の11）
- 3 看護師等養成所運営事業実績報告書（別紙2の(3)・(4)）
- 4 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 5 委託の精算書（当該事業を委託した場合）
- 6 講師名簿一覧表（担当科目と時間数の記入されたもので様式は任意）
- 7 その他参考となる書類

第7号様式（第9条関係）

第 号

年 月 日

岐阜県知事（氏名） 様

所在地

名称

代表者

年度岐阜県看護師等養成所運営費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）

のあつた 年度岐阜県看護師等養成所運営費補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

- | | |
|-----------------|---|
| 1 確定補助金額（交付決定額） | 円 |
| 2 既受領済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 残額 | 円 |

振込先	
金融機関本（支）店名	
口座名義人（ふりがな）	
普通・当座預金の別	
口座番号	